

D 財 政

D-1 市町村財政

D-1-1財政力指數	D-1-2実質収支比率	D-1-3自主財源	D-1-4市町村民税收入済額
D-1-5固定資産税收入済額	D-1-6地方債新規発行額	D-1-7地方債現在高	
D-1-8歳出決算総額	D-1-9義務的経費（#人件費）		
D-1-10目的別歳出決算：民生費（#社会福祉費，#老人福祉費，#児童福祉費），衛生費，労働費，農林水産費，商工費，土木費，消防費，教育費（#小学校費，#中学校費，#社会教育費，#保健体育費），災害復旧費			

資料元 茨城県市町村課「市町村財政実態資料」

D-1-1 財政力指數

基準財政収入額を基準財政需要額で割って計算されたもので、当該市町村の財政力を示す指標である。本書では3か年の平均値を用いており、計算式は以下のとおりである。

$$\text{財政力指數} = \frac{1}{3} \times \left[\frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度基準財政収入額}}{\text{前年度基準財政需要額}} + \frac{\text{当該年度基準財政収入額}}{\text{当該年度基準財政需要額}} \right]$$

※基準財政収入額…各市町村の財政力を合理的に算出するため、市町村にあっては、法定普通税および目的税の一部の標準税率による収入見込み額の75%に相当する額に、地方譲与税および交通安全対策特別交付金の収入見込額を加えた額である。

※基準財政需要額…各市町村の財政需要を、その行政項目ごとに管轄地域の行政対象の基本数と一定の行政水準を想定した単価などによる算出方式を用いて算出したものである。

D-1-2 実質収支比率

$$\text{実質収支比率} (\%) = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準税收入額等} + \text{普通交付税額}} \times 100$$

「標準税收入額等」は次のように算出される。

$$\text{基準財政収入額} - \left[\begin{array}{l} \text{地方道路譲与税收入額} \\ \text{石油ガス譲与税收入額} \\ \text{特別とん譲与税收入額} \\ \text{自動車重量譲与税收入額(市町村)} \\ \text{航空機燃料譲与税收入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金收入額} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} \left(\text{都道府県は} \frac{100}{80} \right) + \left[\begin{array}{l} \text{地方道路譲与税收入額} \\ \text{石油ガス譲与税收入額} \\ \text{特別とん譲与税收入額} \\ \text{自動車重量譲与税收入額(市町村)} \\ \text{航空機燃料譲与税收入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金收入額} \end{array} \right]$$

D-1-3 自主財源

自主財源とは、地方税・手数料等地方公共団体の意思で、ある程度収入額を増額できる前の財源をいう。

しかし、住民の負担が自治体によって不均衡になることを避けるため、法令で税率や税額に最高限度を設けられるなど、一定の枠内での自律性しか認められていない。従って、市町村が任意に収入を増減し得る余地は限られているのが現状である。

D-1-4 市町村民税收入済額

市町村民税の徴収決定済額のうち、実際に収納された金額をいう。

D-1-5 固定資産税收入済額

固定資産税の徴収決定済額のうち、実際に収納された金額をいう。

D-1-6 地方債新規発行額, D-1-7 地方債現在高

地方債には、普通会計債と公営企業債がある。ここでの地方債は普通会計債のみである。現在高とは、前年度までに発行した額のうち償還分を差し引き、新規発行額を加えた年度末現在高である。

D-1-8 歳出決算総額

歳出とは、国又は地方公共団体の財政用語で、一会计年度における一切の支出をいう。

この支出とは、各般の財政需要を満たすための現金の支払いをさす。歳出は、事業の行政目的によって分類した「目的別分類」と、経費の性質によって分類した「性質別分類」の二つに大きく区分できる。

D-1-9 義務的経費

市町村の歳出を性質別に経費を分類すると、義務的経費と投資的経費に大別されるが、義務的経費は、人件費・扶助費・公債費からなる。このうち、人件費は、職員の給与・退職金・議員報酬等からなっている。

D－1－10 目的別歳出決算額

本書では、以下の項目について目的別歳出決算額を掲載した。

①民 生 費…民生費とは、地域住民のなかで所得あるいは医療保障等を必要とする者に対し、一定の生活水準の維持ないし向上を目的として計上された経費のことである。

②衛 生 費…衛生費とは、住民の健康を保持、増進し、衛生的な生活環境の向上を図るために、結核、伝染病、生活習慣病に対する医療対策、精神衛生対策、食品衛生対策、公害対策などの諸施策に、また、し尿・ごみ処理施設の整備運営に要する経費である。

③労 働 費…労働費とは、地方公共団体が職業訓練の充実、労使関係の安定、失業対策事業、労働者のための各種施設の整備運営及び労働者の福祉向上に努めるための諸施策に要する経費である。

④農林水産費…農林水産費とは、農林漁業の効率的な運営と、食料の安定した供給を図るため、生産基盤の整備、生産物資流通対策の充実、総合農政対策、農薬、工場排水等による農用地及び漁場等の汚染対策等の諸施策に要する経費である。

⑤商 工 費…商工費とは、地域における商工業経営の近代化、合理化を図るため、中小企業の指導育成、工業団地の建設、消費流通対策、観光施設の整備等の諸施策に要する経費である。

⑥土 木 費…土木費とは、地域住民の生活環境の整備を図るため、道路、住宅、公共下水道、都市公園等の各種公共施設の建設、整備のために要する経費である。

⑦消 防 費…消防費とは、火災を予防、警戒及び鎮圧し、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、地震等の災害による被害を軽減し、地域住民の公共の福祉を増進するために要する経費である。

⑧教 育 費…教育費は、教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費、特殊学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費及び大学費から成り、本書では、教育費総額のほかに、内訳として小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費を掲載した。

⑨災害復旧費…災害復旧費とは、暴風、豪雪、洪水、高潮、地震などの災害により農林水産施設や他の施設が被った被害に対して、原状回復等を行うなどの種々の施設復旧に要する経費である。